

こども会議のあり方について（案）

日進市こども福祉部子育て支援課

【設置根拠】

日進市未来をつくる子ども条例施行規則（平成 22 年日進市規則第 10 号）抜粋
（推進委員会の組織）

第 6 条 条例第 27 条に規定する子ども施策推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）の委員は、15 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- （1）学識経験を有する者
- （2）児童福祉関係者
- （3）教育関係者
- （4）保健又は医療機関関係者
- （5）子どもの保護者
- （6）事業主を代表する者
- （7）労働者を代表する者
- （8）第 10 条に規定する子ども会議を代表する者
- （9）公募の市民
- （10）その他市長が必要と認める者
（子ども会議）

第 10 条 推進委員会は、子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聴取するため、子ども会議を置きます。

2 子ども会議は、条例第 2 条第 1 号に規定する子どもであって、原則として小学校 5 年生以上の子どもにより構成します。

【活動経緯】

- 平成 23 年度から、次世代育成支援計画策定時から活動しており、条例制定に関わった「じゃねぷろ」メンバーに子ども会議の開催に向けた取り組みを業務委託している。
- 毎年、市内の小中学校にポスター掲示及びチラシ配布を行い、子どもの参加を呼びかけてきたが、参加状況としては、毎年、小学生を中心とした数名程度に留まり、継続的な活動になるまで至っていない状況にある。
- 平成 24 年度からは、企画内容を会議形式から気軽に参加できる「日進 10 代しゃべり場」に変更したが、参加状況としてはほとんど変わらない状況にある。
- その他の子どもの権利に関する活動としては、市内の小中学校において、人権標語づくりやポスター作成などの子どもの権利に関する取り組みを実施している。また、昨年度は、20 周年記念事業として、各小学校の代表者による子ども会議を開催し、市議会形式で行政に一般質問を行う取り組みを实

施した。

- なお、子どもを対象とした事業は、教育のほか、環境や都市計画、交通安全、防災防犯など、行政の様々な部署で取り組まれている。

【課題】

- 子どもの生活環境が変化し、特に活動の中心となる中高生の子どもたちが、様々な地域活動に参加する時間的な余裕が少ない。
- これまで子どもの権利に関する活動を担ってきたじゃねぷろメンバーも成人となり、活動を主体的に取り組める状況でなくなっている。
- 正式な子ども会議の設置に至っておらず、規則に定められた子どもに関する行政計画の策定や評価を行う子ども施策推進委員会の委員として不参加の状況になっている。
- 子どもの活動時間と大人の活動時間に差があり、大人に合せた活動が行いにくい。
- 条例制定後、教育機関において、子ども向けの啓発は進められているが、大人向けの啓発はあまりされていない。子ども向けの活動を行う主催者向けの取り組みが弱い。
- 目的が明確な事業への参加はあるが、子どもの権利に関する取り組みには興味を示さない。

【今後の方向性（案）】

- 条例の主旨から子どもを強制的に子ども会議に参加させるような取り組みはしない。
- 子どもが興味を示す活動を支援・活性化し、子ども会議等の設置は将来的なステップアップとする。



【ステップ1】

- 行政機関等に子どもを対象とする事業を調査し、データベース化を図る。
- 子どもの権利に関するガイドライン（運営手引き）等を作成する。



【ステップ2】

- 子どもを対象とした取り組みを行う行政機関や団体、学生ボランティア等にガイドライン等を配布し、主催者側の子どもの権利に関する意識啓発を図る。



【ステップ3】

- 取り組みの変化や活動状況の検証し、次のステップを検討する。